

様式第3号（第5条関係）

世帯調書

申請者名					本人氏名 (受療者)					
児童の 属する 世帯 構成	(1) 世帯構成員	続柄	性別	生年月日	個人番号	職業 (勤務先)	(2) 階層 区分	(3) 所得税額	(4) 備考	
(5) 世帯外扶養義務者	氏名									
	住所									
	氏名									
	住所									

(裏面の記載要領をよく読んで記入してください)

記 載 事 項

- (1) 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて全世帯構成員を記載してください。
- 「扶養義務者」とは、父母、祖父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父叔母等、民法第 877 条に定められている者です。次の(2)、(5)で参照のこと。
- (2) 「階層区分」の欄には、児童本人、扶養義務者について次により記号で記入してください。なお、注(1)を参照のこと。
- a 現在生活保護法の被保護者である場合
(生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含まれます。)
 - b a にあたる場合を除いて本年度（申請時、本年度がお手元がないときは前年度）の市町村民税が課税されていないか、または免除になっている場合
(ただし、本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によったときは、b になるときでも前年度分所得税が課税されている場合は d)
 - c a または b にあたる場合を除いて、前年分（申請時、前年分がお手元がない時は前々年分）所得税が課税されていない場合
 - d a または b にあたる場合を除いて、前年分（申請時、前年分がお手元がない時は前々年分）所得税が課税されている場合
- (3) 階層区分が d である者（児童の扶養義務者で所得税を課税されている者）については、その所得税額を記入してください。
- (4) 世帯構成員中本人以外の児童が、育成医療の給付、養育医療の給付、療育の給付を受け、または受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- (5) 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合にのみ記載してください。

注(1) 次のいずれかに該当する方は、扶養義務者の階層区分について、次の例により、それを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし、児童本人または扶養義務者で 18 才未満のものは未就業であれば証明書は不要です。

- 申請日が 1～6 月の場合…前年の 1 月 2 日以降に転入された方は「前々年分」の書類
- 申請日が 7～12 月の場合…当年の 1 月 2 日以降に転入された方は「前年分」の書類

(a)	階層区分 a の証明…被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所長、市町村長または児童委員の証明書。
(b)	階層区分 b の証明…市町村民税非課税または免除を証明する市町村長の課税証明書。
(c)	階層区分 c の証明…所得税の非課税であることを証明する確定申告書の控または所得税の源泉徴収票及び市町村民税を証明する市町村長の課税証明書。
(d)	階層区分 d の証明…所得税の課税額について証明する確定申告書の控または所得税の源泉徴収票。

注(2) 申請後給付が終了するまでの間に上記記載事項に変更が生じた場合は、和泉市役所こども未来室に届け出てください。